

事業主各位



令和8年1月

高田労働基準協会 長  
建設業労働災害防止協会新潟県支部高田分会 長

## 職長・安全衛生責任者(建設業) 能力向上教育について

建設業における職長等の能力向上教育及び安全衛生責任者の能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2及び厚生労働省通達(平成29年2月20日付基発0220第3号厚生労働省労働基準局長通達)により、**概ね5年ごと**及び機械設備等の大幅な変更があったときに、教育を受けさせる必要があります。

つきましては、建設業労働災害防止協会新潟県支部高田分会と共催で当該能力向上教育を実施しますので、該当する職長・安全衛生責任者は受講されますよう、ご案内申し上げます。

### 記

1 受講資格 職長及び安全衛生責任者教育を受講後、概ね5年以上経過された方。  
なお、平成17年以前に教育を受けた方は、「危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)」が科目不足となっている場合があります、受講資格が無いので、ご注意ください。

2 日 時 令和8年8月25日(火) 8時40分～16時30分頃まで

3 会 場 上越人材ハイスクール(上越市高土町3-1-15)

#### 4 申込方法

##### (1) 受講料

会 員 ￥8,500 (テキスト代含む) (建災防会員・基準協会会員のいずれか)

非会員 ￥13,200 (テキスト代含む)

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

##### (2) 申込先

次頁の申込書に受講料の振込領収証(写)添付してFAXにて申込下さい。

高田労働基準協会

☎ 025-523-9595

FAX 025-522-9599

〒943-0803

上越市春日野1-5-10

##### (3) 受講料振込先

第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300

名義人:高田労働基準協会事務局

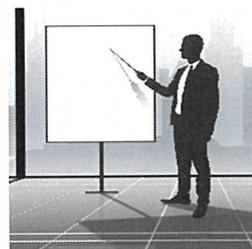
##### (4) 定員

30名 定員なり次第申込締切とさせていただきます。

申込の際、事前に定員状況をご確認ください。

申込締切日

令和8年8月18日



#### 5 講習科目

##### (1) 学 科

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ① 職長・安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること | 2時間 |
| ② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること        | 1時間 |
| ③ 危険性又は有害背等の調査(リスクアセスメント)に関すること | 30分 |

##### (2) グループ演習

災害事例研究・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置など 2時間10分

次頁に続く

6 注意事項

- (1) 当日の受付は、午前8時30分～45分の間に済ませて下さい。
- (2) 筆記用具を持参して下さい。
- (3) 受講票は発行しませんので、申込書(控・コピー)を提示して受付して下さい。  
複数名同時で受付される場合は申込書(控)は1枚の持参で差し支えありません。
- (4) 昼食は各自準備して下さい。

7 修了証の交付

教育終了時に交付しますが遅刻等で一部でもカリキュラムを欠席された方は交付いたしません。

「職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業)」申込書

令和8年8月25日(火) 開催

ふりがな 受講者名	生年月日	現住所 * 県内在住者は県名省略可 * 県外住所の方は運転免許証⑤など住所確認 ができるものを添付して下さい	受講番号 (事務局 記載欄)
	昭和・平成 年 月 日生		

\* 「職長・安全衛生責任者教育」修了証(写)を必ず添付してください。

高田労働基準協会 or 建設業労働災害防止協会高田分会の 会員 ・ 非会員 何れか○印を付して下さい。

年 月 日

事業所の名称

☐

高田労働基準協会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名

\* 事業者(代表者)の捺印不要です

ご担当者名：部署

(担当者名は姓のみで可)

\* ご記入いただいた個人情報は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。